

南丹市景観計画策定に係る公共事業の行為の通知について

国の機関又は地方公共団体が行う行為の景観法第16条5項の規定による通知については、景観計画区域内行為通知書により行うものとします。

ただし、市長に行為の事前協議があった場合は、そのことをもって同通知がなされたものとみなします。

なお、事前協議には景観法第16条第1項に規定された内容を含む行為の内容がわかる図書及びその行為の種類に応じた景観法施行規則第1条第2項各号に掲げる図書と同程度の添付図書の提出が必要です。ただし、市長が認める場合には、内容がわかる図書の一部を省略すること、また添付図書を省略することができます。

公共施設の整備については、南丹市景観計画第6章に定めた基本的な方針に留意の上、事業を進めてください。